

第23次東京都消費生活対策審議会  
第2回総会

平成26年9月9日（火）  
都庁第二本庁舎31階 特別会議室27

午後1時30分開会

○消費生活部長 本日は、委員の皆様には、消費生活対策審議会総会に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。

本審議会の事務局を担当しております消費生活部長の山本でございます。座って説明させていただきます。

現在、東京都では、節電及び地球温暖化防止のために軽装での執務を行っておりますので、御理解のほど、よろしく願いいたします。もし委員の皆様でお暑いようでしたら、適宜、上着をとっていただく等お願いしたいと思います。

それから、本日の出席状況、定足数についてでございますが、ただいま御出席をいただいております委員の方は20名になってございます。また、秋田委員におかれましてはおかれて御出席という御連絡をいただいております。

それから、委任状については4通いただいております。東京都消費生活対策審議会運営要綱第6に定めます、委員総数の半数以上の出席という総会開会に必要な定足数に達しておりますことを御報告申し上げます。

なお、本審議会は原則公開とし、総会の内容は都のホームページ等に掲載し、公表させていただきますことを御了承いただきたいと思います。

それでは、後藤会長、よろしく願いいたします。

○後藤会長 それでは、ただいま報告がありましたとおり、総会で必要な定足数を満たしておりますので、「第23次東京都消費生活対策審議会 第2回総会」を開会いたします。

初めに、今回新たに委嘱されました専門員、幹事及び書記の御紹介につきまして事務局からお願いいたします。

○消費生活部長 まず、新たに委嘱させていただきました専門員を御紹介いたします。

お手元の資料1「委員名簿」をごらんください。

東京都金融広報委員会事務局長の宮阪隆彦専門委員でございます。

また、このたび、東京都の幹部職員であります幹事及び書記の交代がございました。新たな幹事、書記につきましては、お手元の資料2「幹事・書記名簿」の配付をもって紹介にかえさせていただきます。前回の総会より交代となっております箇所を下線を引いてございますので、ごらんくださいませ。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、議事に入ります前に、配付資料の確認を事務局よりお願いいたし

ます。

○企画調整課長 企画調整課長の赤羽と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、資料の確認をさせていただきます。

お手元の「会議次第」の次になりますけれども、資料1が委員名簿でございます。

資料2が幹事・書記名簿でございます。

資料3が、冊子になっておりますけれども、「東京都における今後の消費生活行政の展開について 中間のまとめ（案）」でございます。

資料4がA3判の資料になりますけれども、「中間まとめ（案）概要」でございます。

その他の資料といたしまして、参考資料①、諮問事項及び諮問の趣旨。

参考資料②が「消費者安全の確保のための地域協議会等」。

参考資料③が「東京都消費生活対策審議会 今後の予定」。

また、机上に、④としまして「逐条解説 東京都消費生活条例」。薄い灰色の冊子でございます。

また「東京都消費者教育推進計画（平成25年度～平成29年度）」、黄色の冊子をお配りしてございますので、不足している資料がございましたら、周りの職員にお申しつけください。

恐れ入りますが、参考資料の2冊の冊子につきましては、次回以降も使用させていただきますので、お帰りの際は机の上にお残しになったままにさせていただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○後藤会長 それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。

審議に入ります前に、これまでの当審議会の経過について簡単にお話をさせていただきます。

諮問事項であります「都における今後の消費生活行政の展開について」は、本年6月3日に知事から諮問を受けました。諮問の趣旨について改めて事務局より説明をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、諮問の趣旨について御説明させていただきます。参考資料①をごらんいただきたいと思います。

諮問の趣旨でございますが、こちらの文章を読ませさせていただきます。

都はこれまで、消費者被害の防止・救済、悪質事業者の取締り、消費者教育など、全

国でも先進的な消費生活行政に取り組んできた。しかし、悪質商法などによる消費者被害は後を絶たず、都内の消費生活相談件数に減少の兆しは見えない。近年は、高齢者からの相談が全国的に増加傾向にあるが、特に都においては、一人暮らしの高齢者が多いことなどから、今後、更なる被害の拡大が懸念される。

また、悪質事業者の手口については、いわゆる劇場型勧誘や法の隙間を狙うものなど、ますます悪質・巧妙化しており、現行の法律や条例では、必ずしも十分に調査・指導できないなど、対応が困難になっている被害も見られる。

一方、国においては、消費生活上の様々な問題に対応するため、消費者教育推進法、消費者裁判手続特例法の制定や特定商取引法、消費者安全法の改正など、消費者関連法の整備を進めている。

こうした動きも踏まえ、今後、都において、都民の消費生活の安全・安心を実現していくために取り組むべき方向性を明らかにするため、悪質事業者への対応強化、消費者教育の展開、消費者被害救済の充実の3つの観点から、「東京都における今後の消費生活行政の展開について」諮問するものである。

以上でございます。

○後藤会長 ありがとうございます。

この諮問事項を「悪質事業者への対応の強化」「消費者教育の展開」「消費者被害救済の充実」の観点から審議するために、池本委員を部会長とする部会を設置し、御審議、御検討いただきました。

また、悪質事業者への対応の強化については、さらに橋本委員を小部会長とする小部会を設置し、より専門的に御審議、御検討いただきました。

そして、本日、部会でまとめていただいた中間のまとめについて御報告をいただくことになっております。

それでは、事務局から報告をお願いいたします。

○企画調整課長 それでは、御説明させていただきます。説明は一括して行いますけれども、各章ごとに担当者からの説明とさせていただきますので、御了承ください。

まず、資料4「中間のまとめ（案）概要」で御説明させていただきますので、お聞き願います。

まず「中間のまとめ（案）」の全体構成及び「序章 都における消費者被害の現状と課題」について説明をさせていただきます。

まず、全体構成でございますが、資料4の左側をごらんください。こちら「中間のまとめ」は、序章と1章から3章の4章立てとなっております。序章では、総論といたしまして、消費生活相談から見た消費者被害の現状や悪質化する手口の状況を分析し、それを踏まえて、今後の消費生活行政の展開に向けた検討の方向性を記述しております。第1章、第2章、第3章につながる内容となっております。序章の概要は後ほど御説明させていただきます。

第1章では「悪質事業者への対応の強化」につきまして、現状及び都の取組状況、こうした現状を踏まえた基本的な対応方針を明らかにした上で、消費生活条例の改正を行うべき事項等につきまして、禁止命令など5項目に関し、現状と課題、検討の方向性及び具体的な改正点等を記述してございます。

第2章は「消費者教育の展開」でございます。消費者教育推進法の制定など消費者教育を取り巻く現状を踏まえ、消費生活条例において明示すべき内容につきまして記述いたしました。

第3章は「消費者被害救済の充実」でございます。集団的消費者被害回復訴訟制度が創設されたことに伴いまして、この制度の中心となる特定適格消費者団体との連携のあり方について、制度を解説し、課題を整理した上で、今後の連携のあり方を記述してございます。

諮問の3つの観点に対する答申といたしまして、序章を加えた4章立てで整理されております。

次に、序章の概要を御説明いたします。資料4の右側がその概要となっておりますので、ごらんください。

まず初めに「1 消費生活相談から見た消費者被害の現状」を分析し、記載しております。内容といたしましては、都内の消費生活相談件数は平成25年度には約12万7,000件となり、前年度より7.4%増加しております。最近の5年間で見ても同レベルで推移している状況でございます。

特に60歳以上の高齢者からの相談件数は年々増加傾向にありまして、25年度には相談全体の3割を超えたという状況でございます。

高齢者の消費者トラブルは、契約金額が高額でございまして、59歳以下の相談者と比べると約100万円近く高いという現状もあわせて記載しております。

さらに東京の高齢者は、現在も4人に1人がひとり暮らしという状況でございまして、

今後もひとり暮らし高齢者が増加すると予測されていることから、悪質事業者に狙われやすく、被害に遭った場合も発見がおくれる傾向があることなど、高齢者の消費者被害の拡大が懸念されることを述べております。

また、若者、この場合、29歳以下でございますけれども、この相談の状況でございます。こちら相談件数が昨年度より6.8%増加しております。内容といたしましては、タレント・モデル等に関する相談、またエステティックサービスなど理美容に関する相談が多く寄せられております。

「2 手口の悪質化・巧妙化による消費者被害」でございます。平成24年度後半から平成25年度は、新たな手口といたしまして、健康食品の送りつけ商法が急増いたしました。また、近年、外国の不動産所有権など、実態の不明な権利への投資に関する高額な被害が急増している状況がございます。

若者が被害に遭う手口といたしましては、SNSを悪用し、交友関係を持ちかけて呼び出し、強引に商品やサービスを契約させるというものが増加しております。

「3 今後の消費生活行政の展開に向けて」といたしまして、こうした消費者被害に都はさまざまな取り組みを行ってきたところでございますが、さらに踏み込んだ対応が必要であるとした上で、不適正な取引行為を行う事業者に対してより一層対応を強化し、悪質事業者の市場からの排除を図ることにより、消費者被害の拡大を防止するとともに、健全な市場形成を目指す必要があるとしております。

次に、消費者教育をより一層推進し、消費者被害の未然防止や拡大防止につなげるとともに、持続可能な社会の形成に積極的に参画する消費者の育成を目指す必要があることを明記し、3番目といたしまして、仮に消費者被害を受けた場合にも救済措置が図られるよう、集団的消費者被害回復訴訟制度を実効性のあるものとするための都としての方策を検討する必要があるとしております。

このように深刻化する現状及び課題を受けて、今後、都が進めるべき消費生活行政の方向性について審議、答申までの過程として「中間のまとめ」を取りまとめたことを記述しております。

以上、序章の概要でございます。

○特別機動調査担当課長 特別機動調査担当課長の佐々木でございます。続きまして、第1章のほうを私から説明させていただきます。

ただいまの資料4の2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、左上、第1節では、今回の検討に至る背景としまして、これまでの都の取組、平成19年に禁止命令という強力な事業者処分規定を条例に新設したこと。さらには、消費者被害の状況につきまして、大都市東京の特性を反映した特徴を概観するとともに、近年の特定商取引法あるいは消費者安全法の改正によりまして、条例と競合する事態が生じていることなどを記述しております。

次に、右肩のほう、第2節になります。基本的対応方針では、悪質事業者に都が的確に対応するための法改正を国に要望してはいるものの、実現が厳しい状況のため、都は積極的に条例による調査や処分を実施すべきであり、権限強化が必要としております。

今度は下のほうの第3節「条例改正を行うべき事項」に移ります。左から、表頭では「現状と課題」「検討の方向性」「具体的な整理」という区分で5つの検討事項に関する審議状況をまとめてございます。

1番目の「禁止命令についての整理」では、先ほどの法律と条例の競合関係につきまして、自治体が地域の実情に応じて条例に禁止命令等の処分規定を設けることが可能であることを論証した上で、一番右側の「具体的な整理」の欄をごらんいただきたいと思います。特商法等の法律の対象外の取引であって、学生が多い、あるいはマスメディアが集中しているなど、東京都域に特有の事情から、消費者被害が東京に集中的に発生している取引を新たに別表に加えて禁止命令の対象とし、悪質事業者への対応強化を図るべきとされました。

すぐ下でございます2つ目の枠囲みの「【追加すべき取引】」の欄に記載のとおり、4つの類型を新たに掲げております。禁止命令の対象となるのは、あくまでも不適正な取引行為が存在している場合に限られること、あるいは、いずれも都内に毎年100件以上の消費生活相談が寄せられていることなど、具体的な事例とともに「中間のまとめ」本文の中には詳細を記述しておりますので、後ほど御確認をいただければと存じます。

次に、下のほう、2番目の、消費者が売り主となる取引に関する事項につきましては、消費者が売り主となる取引が増加し、売り主としての消費者がトラブルに巻き込まれる事例が生じている中で、消費者が売り主となる場合についても事業者の不適正な取引行為を防止する必要があります。このことは従来からの考え方を変更するものではございませんけれども、それをより明確にするために、一番右側の「具体的な整理」の欄の下のほうを先にごらんいただきたいと思います。条例上の条文、その上で「販売」という文言を「取引」にかえるべきであるとしております。

また、すぐ上の1つ目の黒ボツにございますとおり、「消費者」の定義を見直し、「事業者が供給する」の文言を削除するなどが考えられますけれども、定義の変更は、条例の目的を含めて全体に影響を及ぼすために、各条項の検証を経た上での調整が必要というのが小部会、検討部会の取りまとめの内容でございます。

恐縮です。ここで1枚おめくりいただきまして、3ページをごらんください。3番目の「立入調査における関係者の整理」につきましては、左の「現状と課題」の欄をごらんいただきますと、勧誘主体と契約主体が異なるなどの複合的な仕組み、例えば消費者宅に電話をしてアポイントメントをとる者、それとはまた別に、その結果を受けて訪問して契約を締結する者が全く別事業者である場合などがございます。こうして、契約当事者だけではなくて、関係事業者の調査を行わないと実態解明が困難な事例がふえてきているのに対しまして、現行条例では規定が不備という状況にございます。このため、「具体的な整理」の欄ですけれども、関係事業者に対して報告や立入調査ができる旨を条例上に規定することとしまして、立入調査を行う密接関係者の定義は、今後、この枠囲みの①から⑤を基本にさらに詰めていくというものでございます。

次に、4番目の「立入調査拒否における公表要件の整理」につきましては、「現状と課題」に記載のとおり、現行条例では事業者が2回にわたる立入調査要求を拒否した場合に公表するという仕組みを悪用しまして、公表回避を図る事業者が出現するといった事態が生じております。このため、検討の方向性ですけれども、1回目から書面による適正な手続など立入調査の要求について十分な説明を行い、一般の事業者にも配慮した上で、拒否した場合には都民にその事実を速やかに情報提供して被害防止を図るよう条例を改正する方向としております。

5番目の「条例の適用除外についての整理」では美容医療を取り上げております。ここで言います「美容医療」というのは、具体的には、例えばレーザー脱毛であるとか、脂肪吸引、二重まぶたの手術などの顔や身体を美しくすることを目的に、医師によって行われる施術を指すのが一般的なものでございます。

「現状と課題」の欄から順にごらんいただきますけれども、近年、美容医療において長時間にわたる強引な勧誘など、消費者被害に係る相談が多数寄せられておりまして、看過できない問題となっております。医療行為が高度に専門的な科学分野であることなどから、これまで条例の適用から除外されてきたという経緯がございます。医療サービスによる被害や施術結果の不满に関しては、消費生活行政が取り扱うのは困難でございますけれども、



強引な勧誘などの不適正取引行為は調査・指導の対象と考える余地がございます。その一方、医師に与えられた広い裁量権等を勘案しまして、医療特有の事項と消費者との契約に関する部分を整理するなど対象範囲を慎重に考えていく必要がございます。今後、消費生活行政部署と医療行政部署との間で調整を図りながら、美容医療に係る消費者トラブルについて消費生活行政部署がどのように対応していくか、引き続き検討していくべきであるとしております。ここでは、医療行政部署を初め多くの関係者がともに今後具体的な検討を進めていくということを念頭に置いた記述となっております。

恐縮です。最後、一番下の第4節でございます。第1章のまとめとしまして、主に以下の4点の記述しております。

まず、法で対応できない地域特有の消費者被害には、都と同様に、条例に基づく処分規定による被害防止を図るよう各自治体に呼びかけていること。

禁止命令の対象の見直しは今後とも必要に応じて行い、消費者保護の取組を強化すること。

事業者に対する条例等制度の十分な周知とともに、より高いコンプライアンス意識の醸成のため、事業者団体と連携した取組が必要であること。

最後に、不適正取引行為による被害防止のためには、事業者規制だけでなく、消費者に対する情報提供等の働きかけが重要であるということをおたてでございます。

○企画調整課長 続きまして「第2章 消費者教育の展開」について御説明をさせていただきます。資料4の4ページ目をお開きください。

まず「1 消費者教育を取り巻く現状」の「(1) 消費者教育の重要性」でございます。消費者が消費生活に関する知識を習得し、適切な行動に結びつける実践的能力を育む消費者教育の必要性が一層高まっているとした上で、これまでの被害に遭わない消費者、合理的決定ができる自立した消費者の育成という視点に加え、今後の消費者教育は、持続可能な社会の形成に積極的に関与する消費者を育成するという視点も重要としております。

また、このような消費者教育を行うことで、安易に不適正な取引行為に加担することを抑制することにもつながるとされております。

「(2) 消費者教育に係る現状」といたしまして、条例において「消費者教育を受ける権利」としての記載、消費者教育基本計画における取組状況に加え、消費者教育推進法の施行等の状況を記述してございます。

「2 消費者教育に係る課題とその検討に当たっての考え方」では、現行の消費生活条例

において消費者教育がどのように規定されているかを御説明した上で、消費者教育の理念、方向性及び役割等について現実に即した形で条例に規定することで、多様な主体と連携して行われる消費者教育に方向づけを与え、さらなる充実に結びつくことが期待できるとされております。

資料の右側になりますけれども、「3 消費生活条例において明示すべき内容について」でございます。「(1) 消費者教育の目的及び基本的事項について」でございますが、消費者教育をさまざまな場面で実施する際には、それぞれの場において消費者教育を実施する多様な主体との連携を確保し、効果的に実施する必要があるとし、具体的に条例に明記することとし、内容といたしましては、幼児期から高齢期に至るまでの各段階に応じて体系的な消費者教育を実施すること、年齢、障害の有無など消費者の特性や、学校、地域、家庭、職域その他の場の特性に応じて、適切な方法によって消費者教育を実施すること、消費者教育を推進する多様な主体と連携を図り、効果的な消費者教育を実施することを挙げております。その際、消費者教育について、消費者に対する教育に係る施策にとどまるのではなく「それに準ずる啓発活動も積極的に行う」ということを盛り込むことを示唆しております。

「(2) 消費者団体、事業者、事業者団体の役割について」は、消費者教育を担う各団体の役割を明示することにより、連携を行う機運を高めることを期待しているものでございます。

消費者団体は、自主的な消費者教育に取り組むとともに、さまざまな場で行われる消費者教育に協力するよう努めるとし、事業者、事業者団体につきましては、自主的な取組に加え、消費者へ消費生活に関する情報提供及び啓発活動に努めるとし、さらに、事業者はその従業者に対する消費者教育の実施に努めるとしております。

「4 消費者教育の推進をさらに実効性のあるものとするために」といたしまして、各団体の役割を条例に明記するだけではなく、都は、それぞれの団体に対する支援も充実すべきこと、また、区市町村に対する支援の充実の必要性などについて記述し、さらに一歩進んだ取組を行うよう要望しております。

以上、第2章でございます。

○消費者情報総括担当課長 消費者情報総括担当課長の石岡です。続きまして「第3章 消費者被害救済の充実」について御説明させていただきます。

資料4の5ページ目をごらんください。資料の左側の1は、集団的消費者被害回復訴訟

制度を説明する箇所でごさいます、制度創設の背景、制度の概要、法施行までの国の動き、訴訟の追行主体である特定適格消費者団体について記述させていただいております。

このポイントは、この制度が２段階制の訴訟制度となっており、消費者は、第１段階で団体が追行する共通義務確認訴訟の結果を待って第２段階目で訴訟に参加することができることから、「(２) 制度の概要」の２つ目の○のとおり、通常の訴訟と比べて時間・費用・労力等における負担が大幅に軽減されることが期待されるという制度の特徴を説明した箇所になります。

次に「２ 被害回復訴訟制度の円滑な実施に向けた課題」について御説明させていただきます。ここでは３つの視点からの課題を挙げております。

まず「(１) 情報面における課題」としては、より詳細かつ幅広い情報の収集や効果的かつ効率的な周知が必要としております。

また「(２) 体制における課題」といたしましては、現在の差止請求関係業務に比べて事務作業量自体が大幅に増加することに対する対応や、新たに付加される業務をも安定的・継続的に遂行できる組織体制の整備や専門知識や経験を備えた人材の確保が必要としております。

さらに「(３) 財政面における課題」といたしましては、訴訟費用、仮差し押さえの担保金や対象消費者への通知・公告にかかる費用が団体の負担になり、これらの費用は、第２段階へ進めば最終的には消費者から支払いを受けることができるものの、一旦は団体が全ての費用を支出する必要がある、被害回復訴訟制度の実効性を確保するためには、それらに充てるための資金の確保が大きな課題であると記述しております。

「３ 特定適格消費者団体との連携等のあり方」に移らせていただきます。

まず「(１) 基本的な考え方」について御説明いたします。被害回復訴訟制度は、消費生活条例に基づく消費者訴訟援助よりも対象事案は限定されるが、消費者の負担軽減が図られることや多くの消費者へ参加を促すことができる点で、都民の消費者被害回復の機会を拡大するものであるという認識を示した箇所となります。そして、一方で、被害回復訴訟制度が有効に活用され、都内の消費者被害が速やかに救済されるためには、訴訟追行主体である団体が継続的に安定した業務追行が可能になるような環境整備が不可欠であること、そして、この環境整備は、基本的には国の役割であることとしながらも、都としても、都民の消費者被害救済を図る観点から、国の動向を見極めつつ、団体が活動しやすい環境を整備するために必要な具体的支援策の検討が必要としております。

次に、具体的な提案の部分ですが、情報面における連携及び財政面における環境整備の2点に絞り記述しております。

まず「(2) 情報面における連携について」です。都は国の動向を見据えるとともに、団体が自主的に情報収集に取り組むことを基本としつつ、被害回復関係業務の遂行に必要な範囲での情報提供の検討が必要としております。また、制度の周知、共通義務確認訴訟の判決内容の周知について、団体と情報共有を密にする、消費生活総合センターに相談した消費者に対し情報提供する、ホームページ「東京くらしWEB」等で広く都民に情報発信するなど可能な限りの情報提供の検討が必要であるとしております。

次に「(3) 財政面における環境整備について」です。制度はできたものの、財政的な問題により制度が活用されず、都民の消費者被害の救済が図られないという事態にならないようにする必要があり、そのための団体に対する財政支援の検討が必要としております。ただし、検討に当たっては、団体がこの訴訟追行を自主・自立的に運営することが被害回復訴訟制度の基本であることを踏まえることが必要であるとしております。

具体的に都が実施すべき財政支援としては、訴訟費用や消費者への通知・公告の費用等の貸付けを行うことが考えられると記述しておりますが、貸付けを行う要件など貸付制度の具体的な内容については、ガイドラインや内閣府令がまだ策定されていない状況がございますので、現時点では明確な方向性は示さず、策定後、その内容を踏まえた上で十分な検討を行うべきとしております。また、貸付けに当たっては、条例の消費者訴訟援助と同じく一定の場合には償還の免除をすべきかという点についてでございますが、検討に当たっては、この制度が一段階目で団体が敗訴すれば、団体が全て費用を負担しなければならない仕組みとされていることそれ自体に、事業者側の懸念する濫訴を一定抑止する効果を持たせているという趣旨を損なわないよう配慮する必要があるため、「中間のまとめ(案)」といたしましては、被害回復訴訟制度では、事業者団体等から濫訴のおそれについて指摘されていた経緯があり、国が制度設計をするに当たりその点が配慮されたという背景を勘案した上で、減免措置を講ずる必要について慎重な検討が必要であると記述させていただきます。

また、本制度は全国一律の制度であり、その環境整備は本来的にはまず国において行うべきという認識のもと、団体の所在地にかかわらず、全国の消費者を対象にしている制度であることを鑑みると、本来的には、国においてこの制度が円滑に運用されるために必要な環境整備を行うべきであり、国に対して積極的に財政支援を初めとする環境整備を行う

よう働きかけることも必要と締めくくっております。

「第3章 消費者被害救済の充実」についての説明は以上です。

○後藤会長 では、これらの説明内容について、部会長であります池本委員から補足、コメントなどをいただけますでしょうか。

○池本会長代理 池本でございます。

事務局から丁寧な御説明をいただきましたので、特に部会の中で議論があったところを、ポイントを幾つか拾い出して紹介したいと思います。

まず、序章は、全体の現状認識のところですので、お読み取りいただくとして、第1章の「悪質事業者への対応の強化」の中の、特に本体の資料3でいいますと、8ページ以下の「禁止命令についての整理」というところです。行政法が御専門の橋本委員に小部会で特にここを集中的に議論していただきまして、特定商取引法が指定商品制を基本的に廃止したことによって、その面でのすき間はなくなったのではないかということからすると、現在ある訪問販売等の方法で従来の指定商品から漏れていた土地の広告とか調味料とか、そういうものを禁止命令の対象にするというたてつけは廃止するというか削除する必要があるだろう。

では、もう禁止命令は要らなくなったのかといいますと、広告によって営業所へ本人が出向いて行って契約する、店舗取引型の中でも不適正な取引は現に多数の深刻なトラブルが起きている。では、その部分について禁止命令の対象にする必要があるのではないか。

ところが、もう一つ、消費者安全法という法律で、多数消費者財産被害事態という、かなり抽象的な規定ではあるのですが、他の法令によって規制されないものについて、いわばすき間を埋めるということでの規制権限が法律に設けられた。とすると、理論的に言うと、もうすき間はなくなったのではないか。そうすると、すき間を埋めるための禁止命令というものは条例上要らなくなるのではないか。そういう問題意識があったわけです。

ただ、それについては、この資料3の取りまとめの10ページ、11ページ、そして「具体的な改正点」という12ページ以下に詳細に記述してございますが、要点から言いますと、特商法は指定商品制を廃止したけれども、店舗取引型などでなお迅速な対応をするため条例に禁止命令を設ける必要があるということ。

それから、消費者安全法は、すき間を埋めるための極めて抽象的な規定で、しかも、他の法令について各省庁に問合せをするという極めて慎重な、あるいは抽象的な規定であるために、多数消費者被害という、多数ということがかなり限定的に取り扱われる傾向があ

る。そうすると、現に都内で起きている、トラブルが発生していることへより機動的に規制をかけるためには、条例上、一定の規制権限を設ける必要性があるのではないか。

行政法的に見ても、条例でそういう規制権限を設けるということを法律が積極的に排除していないと解釈できる。だとすれば、あとは立法事実としてそういう規制を加える必要性がどれだけあるのかということを一丁見きわめていこうということで、この資料の12ページ、13ページ、14ページなどで具体的な被害実態を紹介しながら、ここに掲げたようなものについては具体的に項目を絞ることによって禁止命令の対象を設ける必要性もあり、合理性もあるのだというようなことを議論してまいりました。それがまず条例改正の中の議論では最も大きな論点であったところです。

それから、資料で言いますと20ページから21ページ、「条例の適用除外規定についての整理」ということで、先ほどの美容医療に関するトラブル。現在の条例では、医療行為については適用除外としてある。しかし、他方で、医療に関する部門において不当な勧誘行為とかそういうものについての的確に規制できていない実態もある。だとすると、この消費生活条例の中に適用除外を取り込んでいく、一定の修正を加えることによって取り込んでいく必要があるのではないか、こういう問題意識から議論をスタートしたところです。

ただ、結論的に言いますと、適用除外の規定をこう修正して、これだけ取り込めという結論には至らなかったということが本音であります。つまり、専門性の高い、医師の裁量行為に当たる医療行為そのものを消費生活条例で規制対象にするという問題ではないはずだし、それは医療の部署で別途対応していただく必要がある。

そして、医師の裁量の範囲とは別の、勧誘とか契約条件という部分に絞って、あるいはその領域をもう少し絞って、この範囲は消費生活条例で対応する、この範囲は医療の分野で別途対応するという線引きがどうも必要ではないか。

というあたりまでは議論をしてきたのですが、具体的にどういう要件立てをして、どう整理するかというと、これまで都庁の内部でもこのことが十分議論されてこなかったところがありますので、今回のこの問題提起をスタートとして、両部署できちんと緊密に連携をしながら引き続き検討していただきたいということになっております。

ただ、この検討は、ずっと将来まで棚上げという意味では決してありませんで、現実のトラブルが発生していることについて、すき間が生じないように、できるだけ速やかに方向づけをしていただきたい。そういう思いを込めた「引き続き検討」という趣旨であります。

それから、消費者教育の展開については、今後の具体的な取り組み課題は、別途、消費者教育の部会で審議をしていただくことで、今回のこととしては、取りまとめの25ページ以下に、条例改正の中で、とりあえず、まず方向づけをしておくことがあるのではないか。その範囲を議論いたしました。

その結果、25ページで言いますと、中ほどに「具体的には」というところがありますが、現在の条例41条にも、消費者教育の目的として、被害に遭わない消費者、合理的決定ができる自立した消費者、みずからの消費行動が市場や環境に与える影響を自覚して行動する消費者、この3つの観点はもう既に規定されております。

先般の消費者教育推進法の中で、消費者市民社会に参画する消費者、つまり、一人の消費者としての選択や行動だけではない、みずから地域の中に入って参画していく、そういった意味での「社会の形成に参画する消費者」という観点をもう一つ加える必要がある。これがまず改正をお願いしたい項目の1つです。

そして、さらにその消費者教育の推進の観点として、その下の囲みにあります、それぞれの各段階に応じた体系的な教育、あるいは消費者の特性に配慮し、あるいはさまざまな場の特性に配慮し、あるいは多様な主体との連携を図る、こういう消費者教育推進の視点・観点を具体的に盛り込んでいただきたいということ。

そして、26ページで、消費者団体、あるいは事業者、事業者団体の消費者教育推進に向けた役割を明記していくということでもあります。

一時は、消費者についても何らかの役割、責務を規定すべきではないかという議論もあったのですが、この条例の性質との関係の問題もありますので、それについては今回具体的な提案という形ではなくて、引き続き検討していくということにとどめております。

最後に、消費者被害救済のところ、適格消費者団体からさらに特定適格消費者団体となって、集団的被害回復制度に対して東京都が一定の支援をしていく必要があるのではないかとこのところ、情報面における連携というところは考えられる項目を列挙したのですが、財政面における環境整備というところは、実は、特定適格消費者団体がどういう要件でどうなって、具体的に国の側としてどういう支援をするかということがまだ見えていない。他方で、国での審議の中でも言われていた、何でもかんでも集団的被害回復ということになっていって、事業者団体の側から濫訴のおそれということが指摘されていた経緯もあるので、そのことは一定の配慮をしながら制度設計をしていく必要があるだろう。

ということで、具体的な制度設計論は、国の具体的な制度設計をもう少し見た上で、

都として何ができるか、何をすべきかということを考えていこうということで、基本として、都内の消費者被害救済に資する制度として生かされるようにしていく必要があるという総論のところは確認した上で、具体的な制度設計論は引き続き検討をしていく。あるいは、国に対しても、まずはちゃんとしてくれということを働きかけていくことを確認したところでございます。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

説明は一括して行っていただきましたが、今後の議論は各章ごとに分けて行いたいと思います。

それでは、まず「第1章 悪質事業者への対応強化」の箇所について御質問や御意見があったらお願いいたします。

沢田委員、よろしく申し上げます。

○沢田委員 ありがとうございます。ECネットワークの沢田でございます。

詳細におまとめいただきましてありがとうございました。「第1章 悪質事業者への対応の強化」のところで3点ほど質問させていただきたいことがございます。

まず1点目は、悪質事業者のトラブルに関していろいろ分析をされている中で、もちろん、東京都民が被害者であることが前提となっているかと思いますが、逆に、事業者の所在が東京都内にあるか、他県にあるか、はたまた海外か、不明かといったデータはお持ちでいらっしゃるかどうか。特に海外については、海外事業者と都民との取引に関する消費者被害がデータとして認知されているのかどうか。検討対象になっているのかどうかというところをお尋ねしたいというのが1点です。

2点目は、確認的にお尋ねするものです。消費生活条例の逐条解説も拝見いたしました。条文には、適用範囲が東京都内の事業者のみとは書いていませんし、現実にも、他県に所在する事業者に対しても執行を行っていらっしゃるかと想像いたします。この理解で正しいのかどうかというのが2点目です。

3点目は、関連事業者への調査権というのが今回テーマになっていると先ほど伺いましたが、私どもでよく見聞きする事例といたしましては、勧誘者が日本にいて、近所の人だったりするのですけれども、実際の契約相手は海外のマルチ商法であったり、投資サイトであったりというケース。留学あっせんもあります。留学あっせんの勧誘だけが国内で行われていて、事業者の実体は海外というケースがかなり見受けられるのですけれども、こ



れに関してはどのようにお考えになっていらっしゃるか。

ちょっと抽象的ですがけれども、以上3点、質問でございます。

○特別機動調査担当課長 特別機動調査担当でございます。

1点目の、被害者については都民かどうかという視点がここに書いてあるけれども、事業者についてどうかというお話です。実は私ども、基本的に都民の生活を守るという視点でやっていますので、仮に不適切な取引行為が都内で行われているということであれば、基本的に事業者がどこにあるかは問わずに私どもで調査をしていくというスタンスでおります。ただ、恐縮ですがけれども、実際に今回の検討の中で、それぞれの事例について事業者がどのように所在しているかというところまで手持ちにはございません。その点はちょっと御容赦いただきたいと思います。

2点目の条例の適用については、先ほど申し上げたとおり、私ども、都内で行われている行為については適用させていただきます。国の特定商取引法の効果もそうですけれども、都内についてその効果が及ぶ。ですので、例えば他県の事業者が他県で行っている活動については私どもの条例は及びませんが、他県の事業者が都内で行っている不適切な取引行為については、都内についてその事業者に対して適用される。つまり、例えば都内では禁止命令の対象になるとか、営業停止になるとか、そういう効果になります。

3点目の話で、実態は海外事業者で日本法人を装っている場合については実質で判断していくのが非常に困難な状況ですので、その点については今後の検討課題と考えている次第です。調査権そのものが海外に及ぶということは、私ども、全く想定しておりません。例えば、私どもは今、悪質事業者通報サイトというサイトを運用しています。そういう中で、特に通販の海外からのサイトで被害に遭っていらっしゃる方が多数いらっしゃるということは重々存じております。そういう中で、調査権そのものは海外に及ばないということもあって、国に対しては、その点、今後対応を検討していただくようお願いするところです。これは海外サイトだということはある程度わかっているのですけれども、それ以上の実態としては、今、私どももつかめてございません。

○沢田委員 ありがとうございます。よくわかりました。

ということであれば、これは要望になりますけれども、取りまとめの中に海外との取引という視点が全く見られないものですから、できましたら、検討課題としてでもどこかに触れておいていただけるとありがたいという要望でございます。

以上です。

○後藤会長 ほかに御質問、御意見ありますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○飛田委員 部会の皆様や作業部会の皆様の詳細な検討、本当にありがとうございました。全体的な第1章について、流れとしては基本的によくまとめていただいていると思っておりますけれども、1つ。

例えば、登録制度のあるさまざまなものがございます。その登録制度が、例えば登録の一時停止とか抹消になったとき、これは消費生活関連の分野において影響のある登録等ですが、その一時停止や抹消についての情報提供が迅速に行われませんと、また新たな被害を生むことにつながります。例えば、一級建築士の登録を停止されたとか抹消されたとかいったようなことは、今たくさん起こっておりますリフォームの詐欺等々、そういったところにも結びついてくることと思いますので、そういうことも御配慮いただくとよろしいのではないかと。特にすぐに条例改正とか、そういうことと結びつく問題ではないと思うのですが、周知徹底というところでそのような手段が必要ではないかということが1点でございます。

それから、理美容に関する問題。医師法との関連で慎重に取り扱うべき問題は多々あるかと思いますが、消費者がそこにどのように誘引されていったかというその過程については、都の条例の守備範囲として十分に引き上げられる問題だと思います。また、医師でない人が施術を行うというケースもたくさんあるわけですので、そのあたり、専門性を侵してはならないことは確かなのですが、余りに慎重になり過ぎないような取組といたしましょうか、意思の決定が必要ではないかと感じた次第です。

以上です。

○後藤会長 ただいまの御発言は御意見ということでよろしいでしょうか。

○飛田委員 はい。内容について、ここを御修正いただきたいということではございませんので、結構です。

○後藤会長 最後に全体をまとめて御意見をいただく時間もとってありますので、第2章のほうに移らせていただきます。

「第2章 消費者教育の展開」の箇所について、何か御意見、御質問等はございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○上村委員 消費者教育のところでも1つ御質問をさせていただきたいと思っております。

今、金融庁と金融広報中央委員会が国民が最低限身につけるべき金融リテラシーというマップを示しています。いろいろなライフステージにおいて、身につけておかなければならない内容、家計管理、生活設計、そして金融知識、あるいは外部知見の利用という4分野15項目でマップをつくって、消費者教育、金融経済教育として推進しようとしているところでございます。

前回もちょっと御発言したかと思うのですがけれども、リーマンショックの教訓をもとにして、OECDやG20などで各国で金融経済教育を体系立てて行わなければならないというハイレベル原則に基づいて展開をしているところでございます。東京都がお考えの消費者教育のアクションプランと非常に連携ができるものになっているのかなと私などは思っているところでございます。この点に関して何らかの御検討、御見解があったのか、聞かせていただければと思います。

○企画調整課長 各消費者教育をどの年代でどのようなことに取り組むべきかという観点につきましては、消費者教育推進計画を策定いたしましたときに、これは教材の面でまとめたものなのですが、例えば26ページに「ライフステージ別消費者教育取組状況図」という図表を作成いたしました。ここでは、幼児期、小学校期、中学校期、また高校生、成人期というようなところで、消費者市民社会の構築ですとか商品等の安全、それぞれの分野において各期の特徴といたしまして、どのような理解が望まれるかといったところを整理した上で、この現状の教材ですとか情報発信主体ですとか、そういったものを整理したという現状がございます。ただ、金融のところを特化して検討はやっていないと思いますので、今後、アクションプランですとか、そういったところを毎年見直していくときに参考にさせていただきたいと思っております。

○後藤会長 はい。

○上村委員 金融経済教育として金融広報中央委員会さんなどが体系立ててやられようとしているところと、東京都のつくってくださっていた26ページの表は連携がしやすい内容になっていると思いますので、今後そういう検討連携の仕方を積極的に皆さんでお考えいただけるとありがたいと思う次第です。

以上です。

○後藤会長 ありがとうございます。

ほかにもございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○河上委員 河上です。

この消費者教育の中で消費者の側の役割についての記述はやめたという説明がございました。その理由がよくわからないところがあって。消費者の権利の確立を目的とした条例の本旨になじまないというのですけれども、通常、権利にはある種の義務的なものが伴うであろうと思われまして、消費者基本法の中でも、責務ではなくて役割という形で消費者の役割がきちんと明示されていることを考えると、こういう消費者の自己責任に対する誤解を生む危惧があるということよりも、むしろはっきりと消費者の役割を書いたほうが消費者の教育についてはいいのではないかと個人的には思います。検討会での御意見の中にさらに検討すべき点があるのであればお教えください。

○後藤会長 よろしく申し上げます。

○池本会長代理 池本です。

今、河上委員から御指摘があった方向での発言ももちろんございました。特に消費者教育というのは、まさに消費者自身はその教育の場に臨んでいく、あるいはみずから情報に接しようとする姿勢が必要だという意味で、特にそういう規定が必要ではないかという意見もありました。

ただ、他方で、ここで消費者団体とか事業者団体は都の施策と連携・協力しながらそれを推進するというところですが、消費者はみずから学んでいくということで、ほかの役割、責務などとはちょっと違うのではないか。どう書くか。その書きぶりによっては、ここに記載されているように、消費者の自己責任的な意味で捉えられると困るという他方での危惧論もあって、こういう書き方ならいいという具体的などころまでは意見の一致を見なかったというのが実情であります。

○後藤会長 河上委員、何かございますか。

○河上委員 私も教育のほうに携わっている人間として、学生にはちゃんと学ぶべき姿勢が必要なのだということをいつも言っているものですから、消費者も、みずから責任ある消費者としての立場を自覚していただくというのは、一方では、消費者教育をするときの一つの大前提ではないかという気がいたします。

○後藤会長 河村委員、よろしく申し上げます。

○河村委員 昔、正田先生が書かれた『消費者の権利』という本がありますが、主婦連などはそういう考え方を根本に置いて活動しているのです。

権利があるところには義務があるとよく言われるのですが、河上委員に反論するようで

申しわけないのですが、権利と義務というのは別にセットで存在するものではないと考えております。例えば、小さな赤ちゃんにも子供にもさまざまな権利がありますが、そこに義務が伴っていなければいけないと言う人はいないと思いますし、権利があるところには当然に義務があるわけではないと考えています。

責務というようなお話がありました。おっしゃっている、消費者にも責務など果たすべきものがあるというのはもちろんそのとおりなのですが、消費者問題というのは、基本的に、ここに書かれていますように、被害のことでか、被害救済のことで見えるように、当たり前のことですが、営利活動を行っている事業者と、それを専ら買ったり受けたりして生きている、営利活動をしていない状態の生身の個人の関係の問題なわけですから、事業者のほうには責務や守るべき義務があるとしても、消費者の側にそれを書き込むというのは私は反対です。学生さんのように、みずから学ぶべくそこに学生として入っているという場合と、さまざまな立場の人、小さな子供、認知症の人、その他様々なハンディや脆弱性のある人も含めて消費者であることを考えれば、書き込むということには反対です。

○後藤会長 河上委員、どうぞ。

○河上委員 いろいろな消費者問題において全て消費者が義務を負うというような話では全くない。教育の場面で消費者が果たすべき役割をどうするかということなので、そこは権利と義務の問題とリンクさせて議論する必要は余りないのだろうと思います。むしろ、教育をしているときに消費者の姿勢がどうあるべきかということをも明らかにしておくことが、消費者教育を充実したものにするという意味では大切なことではないかという気がしたただけでございます。

特にこれ以上議論するつもりはございません。

○後藤会長 長谷川委員、よろしく申し上げます。

○長谷川委員 私は事業者団体に属する者ですので、今、河村委員がおっしゃっていた意見に対して私の所見を申し上げます。

社会の中に生産、販売、消費等の関係構造がある中で、当然、事業者対消費者という構図は存在しています。しかしながら、消費社会を考える場合に必要なこととして、例えば企業の従業員も生産者も消費者の一員であるという事実です。したがって、一個人が事業者としての責任もあれば、同時に消費者としての役割・責任も持っているというわけで、この認識がないと、真の意味での消費社会を考えるという点で不十分ではないかと考えま

す。単純に対立的構造、あるいは一方的、固定的な考え方だけでそれらの機能、役割を捉えていくことは適切でないと思います。消費者であろうと、事業者であろうと、消費社会の一員としてのいろいろな局面での責任を自分は持っているという自覚、消費をするときには消費者としての責任があり、事業者としてその役割を果たすときにはその責任があるというような複合的な関係構造を理解しないと、本当の意味での消費者市民社会というのは生まれにくいのではないかと考えます。日本の社会と特に先進といわれる北欧の市民社会の違いはこのあたりにあるのではないかという気もしております。先ほどの論議においてもこのような捉え方もしないと、消費者教育も充実したものにはなりにくいのではないかと思う次第です。決して事業者としての責任を回避するという事ではないのですが、このような考えを持っていることをお伝えしたいと思います。

○後藤会長 貴重な御意見をどうもありがとうございました。部会でさらに検討していただくことにします。

○池本会長代理 まさに今お伺いしたようなところも後日部会なりで議論していきたいと思うのですが、先ほど長谷川委員から指摘されたようなところは、25ページの41条の消費者教育の目的の規定の中で、都として、消費者教育をどういう観点においてやっていくかというところはさらに一步踏み込んで書いていこうということ、あるいは、その下の囲みのところにあるような観点を具体的に書いていこうということまでは一致したわけです。その一步先の、都が施策を講じることに對しての協力という観点での消費者団体の役割とか事業者・従業者団体の役割、そこへ消費者個人の責務なり役割というように入れていくかどうかで意見が分かれてしまったところであります。

きょうの皆さんからの御意見も含めて、さらに議論を深めていきたいと思います。

○後藤会長 それでは「第3章 消費者被害救済の充実」の箇所について何かございますでしょうか。

よろしく願いいたします。

○飛田委員 この第3章につきましては、消費者の立場から見ますと、先ほど、濫訴について懸念する皆さん、財界を中心とする方々の声も大分大きかったというようなことが御説明の中で述べられましたけれども、この濫訴という言葉。司法制度改革のときに、実は私は司法アクセス検討会というところに所属いたしまして、個人の被害救済のために弁護士費用の敗訴者負担制度は導入すべきでないということを最後まで主張してまいりました。結果的に多数決では負けておりましたけれども、市民からの声もあって法案が流れたので

す。それで、敗訴者の負担の制度が入らなかったのですが、そのときにも財界委員の方は濫訴、濫訴とって、そのことを随分心配しておられました。

私がそのとき思いましたのは、我が国ではアメリカのような風土とも違いますし、また、アメリカの制度とも違うということで、濫訴ということは余り起こり得ないのではないかと申し述べたのですが、昔から決まり言葉でございまして、私たちがこの集団的消費者被害回復訴訟制度を考えるに当たって余り萎縮する必要はないと説明の中で感じました。

この制度を普及していくためには、現在、東京にある被害救済委員会について言いますと、被害者訴訟の援助の制度、一般的な、裁判に持ち込む場合の生活が困難な方のための法律扶助制度とか、法テラスの活動とか、各地域でのセンターでのいろいろな相談業務における解決、そういったことについて、こういう制度がたくさんあるということを消費者に情報提供していくことが非常に重要ではないかと思ってこのところを拝読させていただきました。

5ページの右肩上のところにありますこの被害回復訴訟制度ですけれども、これがまた左のページにあるような段階的なものであるがゆえに、この制度へどのように消費者がアクセスしていったらいいかということ。ここでも十分に情報提供するということが書かれているわけですが、いろいろな制度の中で位置づけですね。自分が被害に遭ったときに、消費者は、それこそ先ほどの教育にも関連しますけれども、被害を回復する権利を持っているという自覚を持っていただくためにも、諸制度との並びにおいてこの制度の紹介をしていただく必要があるということ。

濫訴の心配はまずないので、余り萎縮しないようにこれからの審議も進めていっていただきたいと思います。それはもう昔から耳にタコができるぐらい聞かされてきていることです。もちろん、むちゃくちゃなことを言っはいけないわけですが、そういうスタンスでこれからのまとめでも取上げていただければ幸いです。伺っておりました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

ほかに御意見。

よろしく申し上げます。

○鹿野委員 私も、今、おっしゃったことと重なるのですけれども、「第3章 消費者被害救済の充実」のところはかなり慎重な形で記載されているので、もう少し積極的であってもよいのではないかと思います。

特に財政面における環境整備について、確かに国との調整を図る必要があるとか、例えば貸付けを考えるにしても一定の要件を設ける必要があるということはその通りと思うのですが、この書き方が、本来、これは国がすべきことだから、国に働きかけて国にやってもらい、東京都はとりあえずは様子見をしようというニュアンスのようにも見えて、もう少し積極的に考えてもよいのではないかと思います。特に東京都は人口が集中しており、それだけに消費者被害も多いですし、とりわけひとり暮らしのお年寄りや若者の数も多く、被害に遭いやすい層の人口も多いという特徴があります。

もちろん、この制度は全国的に普及させていく必要があると思うのですが、東京で率先して、この制度を実りあるものとして育てていくということがあってもよいのではないのでしょうか。

ということで、この点についてはやはりもう少し積極的に御検討いただければと思います。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○池本会長代理 池本です。貴重な御意見をありがとうございます。

決して都は国に委ねて様子見をするという趣旨で書いたのではなくて、本体の取りまとめの32ページの下から4行目あたりからが1つの結論で、制度はできたけれども、財政的な問題で制度が活用されず、救済が図られない事態にならないように、都は、特定適格消費者団体に対して財政支援を検討していく必要があるという一定の方向性は示したつもりです。

ただ、それについて、幾つか逆方向での危惧論などもあるし、具体的な制度設計をどうつくっていくかについて、実は国の政省令などがまだ見えない、あるいは国からの施策も見えない中で、この部分が必要なのだといういわば立法事実の議論を詰め切れなかったというのが本音であります。

出た意見の中では、例えば、第1段階訴訟をこれから起こそうというときに、調査の見込みはどうかとかやって支援していくというのはどうか。それに対して、第1段階で勝訴して、それから消費者に対して広報していくときに費用がかかる。それが一番大きな費用負担けれども、その段階だと濫訴の問題はもうないのではないとか、線引きの仕方によってはいろいろクリアできそうだと。けれども、ここまでの具体的な制度設計はこの段階ではまだやり切れなかったというのが本音であります。先ほどいただいたような貴重な



御意見も参考にして、さらに深めていき、あるいは方向性も可能な限り明確にしていきたいと思います。

○後藤会長 よろしく申し上げます。

○消費生活部長 今回の制度は、池本部会長に御説明いただいたように、まだ制度自体がはっきり見えていない中で議論を始めたという意味では、都としては積極的にこの制度を活用していこうという趣旨で諮問させていただいておりますので、その考え方というのは御理解いただければと思っております。

また、この制度は本来は全国の制度ですので、やはり国がしっかりと運営をして、全国で機能していくということ。都内だけの消費者被害ということではない観点でいけば、重要なことだろうと思っておりますので、基本的には国の役割も記述させていただいております。

ただ、都が持っていますいろいろな救済制度にない特色もあるということで、中ではその意義を記述させていただいておりますので、そうした意義を踏まえると、今回の検討を深めたという構成になってございます。そういう意味で、しっかりとやっっていこうという趣旨を書かせていただいているところでございます。

以上でございます。

○後藤会長 まだ御意見あるかと思えますけれども、最後に全体を通しての御意見をいただく時間もありますので、先に進めさせていただきます。

諮問に対する中間のまとめについては以上となりますが、諮問の中に具体的に示されていた悪質事業者への対応の強化、消費者教育の展開、消費者被害救済の充実の3つの事項に加え、高齢者の消費者被害の現状を鑑みますと、今後の消費生活行政の展開については、特に高齢者の見守り支援が重要な課題であるとの部会からの指摘がありました。部会からは、この点について、特に審議会から東京都に対する提言として答申に盛り込んではどうかとの提言がありましたので、こちらについても議論をしていきたいと思えます。

では、池本部会長、御提言の趣旨について御説明いただけますでしょうか。

○池本会長代理 池本でございます。

中間取りまとめの35ページのところで、1ページ半ぐらいにまとめておりますので、こちらをごらんいただければと思えます。

実は、本来の諮問事項は先ほど議論していただいた3つの観点だったわけですが、そもそも今回の諮問の前提、あるいは2ページ以下の序章のところにもありますが、高齢者被

害の防止ということが非常に重要な課題であるということが出発点の一番大きな課題に位置づけられていたのです。悪質業者への規制とか、消費者教育、適格消費者団体との連携という個別の論点、あるいは条例改正にかかわるところは議論ができたのですが、もう一つ、一番直接的な高齢者に対する見守る仕組みづくりというところについても、今後の方向性を一言打ち出しておく必要があるのではないかと出て、諮問の範囲を一步超えて、提言という形で、これもセットでこの総会にお諮りしようということになった次第です。

実は、高齢者の見守りネットワークというのは、東京都そのものよりは都内の区市町村がそれぞれのところでやってきていますし、5～6年前ですか、東京都から声をかけて、区市町村でも高齢者の見守りネットワークに消費者行政も一定かかわっていくということで動きをつくった時期があります。聞き及ぶところでは、その後、継続的に積極的にやっているところと、その後何年かのうちにだんだん具体的な動きが見えなくなっているところがある、そういうところについて東京都としてのフォローアップが必ずしも十分できていないのではないかと。そういった問題意識が一方にあり、他方では、消費者安全法の6月の改正によって地域でのネットワークづくりを推進していこうということが国の方針の中でも法律に規定されていったという流れもあります。

そうだとすれば、区市町村でやっている高齢者の見守りネットワークというところをより積極的に改めて現状を踏まえて、都から区市町村に対してそれぞれの実情に応じて高齢者の被害防止の見守りネットワークをきちんと機能できるように運用してほしいということで働きかけをする必要があるのではないかと。しかも、しばらくの間は継続的なフォローアップもしながら推進をしていく必要があるということが35ページの下あたりに記載してあるところなんです。

それをやっていくとなると、区市町村のそれぞれの動き、実情を把握し、またさらに継続的にフォローアップ、働きかけをしていくということですから、都の執行体制として、悪質業者への規制の面とか、消費者教育の面とは別に、区市町村に向けて高齢者被害の防止の施策をやっていくというところで、都の人的な面も含めた執行体制をしっかりと位置づけていただく必要があるということ。「2 事業執行に当たっての体制強化」で提言しているところでもあります。

執行体制、人的体制という話になるとなかなか難しい課題かもしれないのですが、本当に機能するものをつくるためには、ここはやはり正面から提言しておく必要があるという

ことで記載したという経緯であります。よろしく申し上げます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御提案につきまして、御意見、御質問等がありましたらお出しください。

よろしく願いいたします。

○里吉委員 提言ありがとうございます。

部会の皆さんの本当に熱心な議論が報告でもよく伝わってまいりました。最後のところは、昨年から相談が7.4%ふえていて、特に高齢者の御相談が3割ということで、本当に待ったなしの課題ということでこういう提言に結びついたのだと思います。私も地元で区議会議員もしていたのですが、当時は、高齢者の方はどこに相談していいかわからないということが多くて、最近やっと、生活センターがあって、そこに電話をすると相談に乗ってくれるということがわかる方もふえてきたと思うのですが、身近な議員ですとか、そういうところに相談が来ることも多くありました。

いわゆるオレオレ詐欺みたいなものはやったときには、高齢者団体の皆さんもその勉強はするのですけれども、被害に遭ったときに消費生活センターがあるということが町場の高齢者団体の皆さんの中で話題になっているようには感じなかったのです。セットでいろいろな被害があるわけですから、そういうことについても、何かのときに気をつけてやるということができるようになっていけばすごく安心感があると思いました。

ただ、高齢者見守りネットワークは、今、介護予防ということで地域でやっていますけれども、民生委員の方ですとか、町会・自治会の方ですとか、本当に苦勞してやっています。一番会いたい方が出てきてくれないとか、見守りが必要な方がアクセスを断ってくるとか、そういうことがあってなかなかうまくいっていない、苦勞されているという話をたくさん聞いております。

ただ、そういうところにいろいろな団体がかかわって、生活の面も、健康の面も、金融被害などの面もいろいろ相談に乗れる。いろいろな団体がかかわることでまた違った可能性も広がるのではないかと、今、お話を聞いていて思いました。こういうところについて都がきちんとフォローアップをしていく、積極的に推進する。人をつけるということも大変だと思うけれども、必要だということであえて提言に書いたということでした。必要なものについては必要なお金をつけないければならないと思いますので、ぜひこういう方向でやっていくようになったらいいなと思いました。ありがとうございました。

○後藤会長 増田委員、よろしくお願いします。

○増田委員 まさしく御提言はこのとおりだと思いますので、賛成の意見を述べさせていただきます。

それと同時に、御指摘のとおり、各市区町村のほうでの取り組みの仕方には非常にばらつきがあると理解しておりまして、ネットワークだとか仕組みの構築の企画ですとか、そういうところを東京都のほうで一つの形として提案していただくというのは非常に有効ではないかと思います。

あと、消費生活センターが個別の被害の救済というところで力を発揮しております。それだけではなくて、その地域のハブとなるようなことをしなくてはいけないのですけれども、実際にはどうしていいのかわからないというところがあります。ですから、市区町村の中での連携、外との連携、それにはどうしたらいいのかというところを具体的に提案していただくということが非常に重要だと思います。

もう一点、例えば消費者啓発・教育をするに当たっては、やはり現場を知っている消費生活相談員を有効に活用していただきたいとは思いますが、現状、啓発員と相談員と分けてしまっているようなケースもございますし、また、相談の経験のない方が啓発をするというケースもあります。それは啓発の手法でできるということもありますけれども、融合することが非常に重要だと思いますので、そういうことも含めて御提案いただくと助かるなと思います。

○後藤会長 次に、河村委員、よろしくお願いします。

○河村委員 ありがとうございます。

諮問されていることに加えて提言ということなので、提案として意見を申し上げるのですが、今回の諮問が、基本、第1章、第3章、取引被害、被害救済に偏ってというか、そこにポイントが絞られておりまして、第2章は教育ですが、安全の面が全くないのです。諮問からだけではなくて、新たに高齢者の問題解決のために提言ということであれば、取引被害、悪質事業者ということだけではなくて、例えばリコールされている製品をお使いだけでも、高齢者にはそういう情報が全く届いていないとか、自分ではそれが該当しているかわからないとか、非常に古い家電製品で危険なものを使っているとか、そういう安全に関する問題に対して、見守りの仕組みの中で、悪質事業者にひっかかっていないかという面と同時に、直接お宅まで行けるようなネットワークがあるのであれば、危険な製品がそこにあるのではないかということを見るというようなことができるよう取り組

めたらいいと思います。実際、消費者安全法による見守りの仕組みが話し合われている中でもそういう側面が提案されていると聞いています。

具体的に言えば、35ページの下から8行目「高齢者の被害情報や新たな悪質事業者の手口など必要な注意情報を的確に届けるなど」というようなあたりに、せっかくだけ不足提言を加えるのでしたら、安全側面を入れていただけたらと思いました。

○後藤会長 引き続き、河上委員、よろしくお願いします。

○河上委員 この提言に私は賛成でございます。ぜひこういう形で積極的な対応を促すということをやっていただきたいと思うのです。特に見守りのあり方を考えるときに、消安法上のネットワークとか、消費者教育推進法上の協議会とか、今、いろいろなネットワークがある。機能の分担と連携が適切にできているかが気になるところです。やはりフォローアップをしながら、あるべきネットワークのあり方を考えるときに、幾つかの法律上のネットワークの関係をぜひ連携と分担という観点から整理して示しておくことがいいことかなというのが第1点です。

もう一点は、これは高齢者の問題に特化して議論されているということで、特に取引に重点がかかっているようだということで、先ほど河村委員の話があったように、安全の部分がちょっと落ちているというのは私も同感であります。

もう一つ言うと、高齢者だけではなくて、実は最近、子供の問題が非常に多くて、子供用のおもちゃであるとか、保育園での事故であるとか、食品の安全の問題もそうですけれども、子供に対する見守りというか、高齢者ばかりでなくて、弱い、もう一方の極である子供の消費者保護の問題についても少し視野を広げていただければありがたいなと思います。

○池本会長代理 非常に積極意見をたくさんいただき、ありがとうございます。心強い限りです。

諮問に対する答申と違うので、十分な分析やその範囲、提言の具体的な中身づくりまで議論が十分できていないというのが本音のところではありますが、きょういただいた意見を含めて、最終取りまとめに向けて可能な限り生かしていきたいと思います。

少なくとも、ここでの提言は、東京都としてやる話と、東京都が区市町村に働きかけて区市町村の動きをつくっていくという話、その後者の観点を特に強調したという趣旨ですので、36ページで、執行体制を強化していく中の延長線上には、今、御指摘いただいたような課題がさらに広がっているということを位置づけることは可能ではないかという感じ

をしております。さらに検討させていただきたいと思います。

○後藤会長 よろしく申し上げます。

○宮阪専門員 東京都の金融広報委員会の宮阪でございます。

東京都への提言というものは、非常に重要な位置づけにあるのではないかと理解しております。そういう中で、高齢者に対する消費者教育といった観点がここに明示的に含まれていないように思われます。高齢者に対する消費者教育というのは非常に重要なのではないかと、なおかつ、従前以上にしっかりと定着を図っていく必要があるのではないかと考えております。消費者教育を推進する多様な主体はいろいろございますし、そういった主体との連携を強めていってほしいと思います。先ほど委員の方もおっしゃられておりましたけれども、相談員とか、消費者に教えるサイドとも連携を強化、むしろ一段強化していく必要があるのではないかと考えております。したがって、高齢者に対して効果的な消費者教育を推進する、といった文言を入れてみてはどうかと要望させていただきます。

○池本会長代理 池本です。今の御指摘の点も含めてさらに検討していきたいと思います。

ただ、消費者教育での取り組み課題ということと言いますと、消費者教育部会でさらに別途議論していきます。そちらとの位置づけで、どちらに入れるかということも含めて議論させていただくことになろうかと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○後藤会長 よろしく申し上げます。

○井上委員 過大な期待になってしまって東京都さんに申しわけないのかもしれませんが、皆様意見を聞いていて私も大賛成です。

例えば、国のほうでは、消費者庁の見守り、厚生労働省での地域包括ケアシステム、経済産業省のほうでは買い物難民、おのおのもっともなのですけれども、それがトータルとして横串が刺されていないのですね。先ほどのお話、製品安全のほうも、例えば製品安全でリコール、リコールと。その情報を一生懸命やりましようと言っているのです。ユーザーというか生活者のほうからすれば、それも大事だけれども、例えば先ほどの Dengg 熱の話も大事ですし、夏になれば当然熱中症の話も大事ですし、オレオレ詐欺の話も当然大事というようなことで、生活者の視点から見て、今、縦割りでこうなっているものを、情報提供にしる、サポートにしる、消費者へのデリバリーのところをどうコーディネートするか。あるいはプライオリティーをつけてやっていくか。ここが極めて大事になってきていると思います。

もちろん、範囲も非常に広いですし、どこまでできるのかというのはありますけれども、

東京都さんでこういう一つのモデルケースでもできると、そういうものがもっと全国に広がっていく気もします。済みません、ちょっと過剰な期待かもしれませんが、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

○後藤会長 ほかに御意見、御質問等、ございますでしょうか。

○飛田委員 ありがとうございます。

ここの最後のところ、書き込んでいただいたことを大変うれしく思っておりますし、重要なことだと考えております。被害救済等に以前かかわらせていただいた際にも、高齢者の方の被害が余りにも多いということを感じたしまして、見守り制度、何か見守りの形が必要ではないでしょうかということ救済委員会の場でも申し上げたことがございました。

具体的に、このところ、国も積極的に進められるようになってきたことは大変すばらしいことです。また、東京都がこのような形で進められていくこと、構築することは、35ページの1の上から5行目の「介護事業者など」に含まれるのかもしれませんが、多くの区市町村でも行われている、これプラス、例えば郵便配達の方とか、宅配の人とか、昨今、現金をパックで送らせるとか、いろいろなことも行われていますので、幅広い方々との連携が必要だと考えております。

まさに今、御発言にもありましたように、消費者行政だけではもう太刀打ちできない、本当に横串を入れるような形で東京都の部署も連携していただくとともに、他業界の中で具体的に高齢者へのアプローチを進めているところ、見守っていただいているようなところとも連携する必要があると思います。

住宅も、昨今ではサ高住が増加していて、これはまた、契約しなければサービスを受けられないという面もあります。もちろん、そこには見守りされる方がいらっしゃるというのですけれども、このサ高住が広く行き渡ってまいりますと、その見守りされているはずだということにも問題が起こってきているようですので、住宅形態などの変化も。つまり、住宅部門の東京都の高齢者住宅の方々にも御協力いただくような場合もあるのかもしれませんが。この支援策の充実をこの中間答申に入れていただいたということはすばらしいことですので、内容的にもより中身を詰めていただければと思っております。

○後藤会長 よろしいでしょうか。

最後に、全体を通しての御意見がありましたら、よろしくお願いいたします。

○西沢委員 西沢でございます。全体を通して意見です。

先に申し上げますと、広報に努めていただきたいと言ったほうがいいのではないかと  
いう意見であります。先ほどもちょっと話がありました消費生活センターの認知度といいま  
すか、まだまだというところがあるという話もありました。今回の提言、中間まとめを見  
て、悪質事業者などもそうですけれども、ここに書いてあるマン・ツー・マン事業で、解  
約に高額な金がかかると言われたとか、一切返金しないと、これを見ると、これはとん  
でもない悪質事業者だと思うのですが、悪質事業者の中にも、多分、ここまでではなくて  
も、ぎりぎり悪質事業者かどうかとか、そこの従業員の方が、私がやっている仕事はどう  
なのだろうかとちょっと思ったときに相談できるような感覚がまだないのではないかと。

逆に、消費者の立場の方々も、そういう立場になったときに、ぎりぎり悪質なのではな  
いのか、どうかなというときに気軽に相談できるような体制にまだまだ認知されていない  
のかなと思います。高齢者の見回りネットワークなども含めて、もう少し広報すること  
によって、事業者にとっても。これは健全な事業者からしてみれば、権限強化だという話に  
なってくると、まともにやっている事業者さんからしてみればそれは困ってしまうこと  
になりますから、そういうのもトータル的に考えて、もう少し広報が必要なのかなと感じ  
ましたので、広報にもう少し力を入れるべきだというように意見をさせていただきたいと  
思いました。

○後藤会長 ほかに全体を通じて何かございますでしょうか。

よろしくをお願いします。

○里吉委員 先ほど、最後の提言のところでもンパワーという話がありました。特に高  
齢者の見守りということであると、東京都がやるというよりは、区市町村に向けてきちん  
とやっていただく、そのための東京都のマンパワーも必要だというお話がありました。悪  
質業者とのイタチごっこになっていますけれども、やはり一番大事な消費生活センターの  
相談窓口や、悪質なものを取り締まったり、いろいろ啓発したり、広報したり、そのた  
めに東京都のマンパワーが本当に必要だと、これを読んでいて思いました。

私、これを読んでの感想というか意見としては、皆さん、まだ難しい問題を幾つかク  
リアして、これをまとめていただくわけですけれども、それとあわせて、それをやっ  
ていくためのマンパワーというのは区市町村にも求めていかなければならない。そのた  
め、区市町村にどういった体制が必要かということもあわせて考えなければいけないな  
と思いました。

消費者のいろいろな団体の皆さんからお話を聞きますと、やはり三多摩の自治体の中



は、自分の自治体だけではなかなかやり切れないというところがまだまだあるというお話もお伺いしました。具体的に窓口が週4日あいていないというところもまだ残されている。こういう状態ですから、そこをどのように解決するのかということもセットで考えていかなければ、消費生活行政、東京都は一生懸命やっているとは思いますが、それが全体になかなか浸透しないなということも思いましたので、それは東京都のほうでしっかり考えていただきたいということもあわせて思いました。

以上です。

○後藤会長 増田委員、よろしくお願いします。

○増田委員 消費者教育に関してですけれども、適切な場で適切な消費者教育を受ける必要があって、例えば、赤ちゃんには無理ですし、高齢者に今から教育といっても効果がない可能性も高い。例えば高校生だとか大学生に対する消費者教育というのは、それからの人生がとても長いのですので非常に有効だと思います。そうしたときに、その人自体が被害に遭わないということだけではなく、その人が翌年から事業者になるわけですから、正しく取引をする事業者になるということも含めて、法教育であるとか消費者教育ということを検討していただきたいと思います。

そのためには、先ほど河上先生がおっしゃられたような視点というのは非常に重要だと思います。最近の相談としては、通信サービスだとか、FXとかの広告を見て、みずからそういう投資、取引に入っていくって、救済できるような事情がなかなか見当たらないというケースもあります。そうしたときには、一方で、事業者側の適切な分量のわかりやすい説明という情報提供は大前提なのですけれども、消費者側は教育を受ける権利があって、受けられる状況がつくられていて、かつ、積極的に受けるという認識がある、そういうことが非常に重要だと思いますので、その辺の視点をぜひ入れていただきたいと思います。

○後藤会長 よろしく申し上げます。

○宮阪専門員 消費者教育の観点で申し上げます。

東京都さんのほうでは、東京都の消費者教育推進計画でライフステージに応じた教育のことがしっかりと明示されているわけです。これを読めば、高校生だけではなくて、高齢者に対する教育についても非常に重要なものであるというのは理解できるかと思います。ところで、繰り返しになるのですけれども、東京都への提言についてですが、東京都への提言というものの中に、高齢者に対する消費者教育ということをあえて入れていない理由は何なんでしょうか。むしろ重要だから東京都への提言の中に文言として入れるべきでは

ないかと思っています。あえて入れない理由というのは何かあるのでしょうか。

○池本会長代理 よろしいですか。

○後藤会長 はい。

○池本会長代理 池本です。

今、御指摘のあった点を入れる必要がないとか、入れないという形での議論をしたものでは全くございません。ここでは、諮問事項から外れるけれども、数年前に一度手をつけて、しばらくそのままでばらつきが多い高齢者見守りネットワークのことにぜひこ入れをしてほしいというところから切り込んでいって、そのための体制づくりもととりあえず提言をただけで、それ以外の項目が要らないから外したということでは全くございません。という点が1つ。

それから、今回のこの中間取りまとめは、消費者教育のところは条例の規定の中にとりあえず盛り込むべきものは何かのことしか書いていなくて、消費者教育の具体的な施策の展開をどの分野がどうするかは、その消費者教育部会の中で今後議論していただくということなので、その部分は余り時間をかけて議論をしていないというのが実情でございます。そういう意味で、積極的に外すというような趣旨では毛頭ございませんので、御理解いただければと思います。

○後藤会長 ほかにございますでしょうか。

よろしく申し上げます。

○越山委員 消費者教育関係の部会のほうを昨年度からお手伝いさせていただいて、その中では、きょうも提出されています推進計画、それから、これに基づいて毎年アクションプログラムというものを作成しています。特にライフステージ別の取組として、若者、子供、そして高齢者を対象とした消費者教育を考えていますが、高齢者向けの消費者教育というのは結構大変で、集まっていたらこうと思ってもなかなか集まってこられないし、教育を提供する場をいろいろ設けても、コミュニティがうまく連携していないとか、うまくつながらないとか、非常に難しい部分があります。これに関しては5カ年計画で検討していますし、同時に、たしか11月から本年度のアクションプログラムの見直しの作業が始まりますが、その中で高齢者の問題に関しては積極的に取り組んでいくことになろうと思います。あくまでも今回の御提言に関しては、ちょうどその高齢者対応の部分にも関連していると思います、と言う点を参考までにご報告いたします。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

秋田委員。

○秋田委員 先ほどの西沢委員のお話とちょっとかぶるかもしれないのですが、今後の課題として、加害者、悪質業者の視点からという考え方をもうちょっと考えていただければと思います。

悪質業者なり加害者がいなければ被害者も生まれませんし、大体、悪質業者と言われるようなところはピラミッド型の組織になっていることがほとんどだと思います。ピラミッドの頂点にいる方というのは本当の悪でしょうから、なかなかつかまらないうちか、なかなかしっぽをつかまれないようにしていると思いますが、例えば、下層部でそういったことを手伝っている方というのは結構安易な気持ちでそういったところに入っている方が多いと思うのです。そういった人たちが少しでも少なくなれば当然被害も少なくなると思うのです。どうして彼らがそういった世界に入ったのか。恐らく安易な気持ちで。例えば、お金が稼げる割には、仮につかまっても終身刑になるわけではなかったりするわけではないですか。そういった視点もぜひ入れていただければと思います。加害者の視点というのが実は落ちているような気がいたしますので、ぜひ今後の課題としてお考えいただければと思います。

○後藤会長 ほかにございませんでしょうか。

お願いします。

○飛田委員 ありがとうございます。

今回の中に記述はなかったのですが、条例の中の罰則ですね。禁止命令に違反した場合の罰則、5万円以下の過料に処すると書いてあるのですが、この5万円という金額はお小遣いでも何とかなる金額で、これは悪質業者を排除するための事業者に向けての罰則としては余りにも甘過ぎるのではないかと感じております。

先ほどからの悪質業者、またその手下になるような問題についても言えることかと思いますが、罰則の額が非常に大きければ下手なことはできないと悪い人も思うでしょうから、自分が償い切れないという額でなければ、私は、この罰則はあっても意味がないのではないかと気がいたしております。本日のこの中にはなかったのですが、これも今後検討していただく必要があるのではないかと感じております。

あともう一つは、基本的なところでは、今、たくさん問題が山積していますから、安全とか、一般的なことにまでなかなか。また、JIS制度とか、他のいろいろな制度に委ねられるものは都の検討の中に入ってこないのかもしれませんが、三連動の地震のことが報告

されますと、今、防災用品が非常にたくさん市場に出回って、取引も積極的に行われております。また、2020年のオリンピック開催ということになってまいりますと、またそれに伴う不動産の取引とか、建てかえによる環境汚染の問題もありますし、産業車両の行き来の問題もありますし、さまざまな問題。暮らしを取り巻く問題は、消費生活はどこを中心に据えるかということは当然考えなければならないことですが、今起こりつつある社会の変化、あるいは危害情報によって私たちの行動が変化するという事なども消費生活の大きな断面として捉えていく必要があるのではないかという気がしております。

以上です。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

よろしく申し上げます。

○河野委員 今の罰則強化ということに少し関連するのかもしれませんが、いろいろな取締りの強化というか。

例えばここに書いてある美容医療のことにしても、医療という観点ではなくて理美容ということで、理容にしても美容にしても国家資格を持ってやらなくてはいけないことになっているわけですが、そのところで目をつぶられている部分もたくさんあるかと思うのです。本来であればもっと取り締まりをしていくことが求められているところというのは実はたくさんあるのではないかと思うのです。警察がそこまで介入するという事はないと思いますけれども、そういったところを担当する局のほうでしっかりと。そこが悪質かどうかというのは別としても、そこには法律があって、そこを遵守していないところがたくさんあると思いますので、そういったところの罰則強化も含めて、取り締まりの強化も含めてやっていくべきではないかという意見を言わせていただきます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

本日審議いただいた御意見等につきましては、答申までの「中間のまとめ」として反映、整理していきたいと思っております。具体的な修文等の内容については、私と部会長にお任せいただき、その後、皆様に御確認いただくという形にさせていただけたらと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○後藤会長 どうもありがとうございます。

では、きょうの御審議の結果を踏まえまして、そのようにさせていただきます。

最後に、小林生活文化局長より御挨拶があります。

○生活文化局長 生活文化局長の小林でございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中、お集まりいただきまして、まことにありがとうございます。また、これまでも、東京都の消費生活行政の推進に多大な御支援、御協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

会議の貴重な時間をいただきましたので、一言御挨拶を申し上げさせていただきます。

本日の総会では、諮問をさせていただきました東京都の消費生活行政の今後のあり方につきまして、悪質事業者への対応強化、消費者教育の展開、そして消費者被害救済の充実の3つの観点から、答申への中間のまとめとして大変熱心に御議論いただきましてありがとうございます。

池本部長、部会・小委員会の委員の皆様を初め、委員の皆様方には、6月の諮問から9月のこの総会までの短期間にお取りまとめいただきましたことを厚く御礼を申し上げます。

また、消費者被害が深刻化する中、ひとり暮らしの高齢者が多い東京の状況を踏まえまして、特に懸念をされる高齢者の消費者被害の防止強化について高齢者の見守り支援が重大な課題となっております。東京都へ提言するという形で御議論いただきましたこともお礼を申し上げる次第でございます。

都におきましても、高齢者の被害防止強化のため、地域の特性を踏まえた見守りネットワークのモデルづくりに向けて検討を進めるところでございますが、本日の議論から、審議会からの力強い後押しをいただいたと思っております。より一層これを推進していく責務を感じているところでございます。

また、都では、今後の都政運営の新たな指針となる、おおむね10年間を計画期間とする「東京都長期ビジョン」を年内に発表すべく現在検討を進めております。この中にも、消費生活行政につきまして、今回の議論を受けましてより一層の充実・強化を図っていきたいと思っております。

委員の皆様には、最終答申に向けまして、今後ともそれぞれ専門の立場から御意見、御提案を賜りますようお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

それでは、今後のスケジュールにつきまして事務局より説明願います。

○企画調整課長 それでは、参考資料③の「東京都消費生活対策審議会 今後の予定」を

ごらんいただければと思います。

本日の審議会の意見を集約いたしました「中間のまとめ」につきましては、パブリックコメントを予定しております。ここで、しかるべき期間、都民の皆様からの御意見をいただきまして、その御意見を集約した段階で部会で御審議いただく予定にしております。部会の御議論を経まして「中間のまとめ」に都民の皆様の意見を反映したものを審議会総会にお諮りし、最終的に決定したものを答申として知事に御報告いただくという流れを予定しております。

なお、総会は12月に開催できればと考えておりますので、具体的な日程等改めて調整させていただきますので、皆様、お忙しいところを恐縮でございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○後藤会長 どうもありがとうございました。

以上をもちまして、本日の審議会を終了いたします。御協力ありがとうございました。

午後3時29分閉会